

【患者さんへのご案内】

## オンライン資格確認について

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有し、当院を受診する患者さんの受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。

従来の健康保険証とは別に、マイナンバーカードを健康保険証として利用できます。詳しくは[厚生労働省のWebサイト](#)をご覧ください。健康保険証でもこれまでどおり受診可能です。なお、当院はオンライン請求を行っています。

### ■個人情報について

※オンライン資格確認にあたり、個人情報を『審査支払機関又は保険者への照会』、オンライン請求にあたり『審査支払機関へのレセプトの提出』目的で利用します。

### ■医療情報・システム基盤整備体制充実加算の算定について■

患者さんの薬剤情報や特定健診情報等の診療情報を活用して質の高い診療を実施する体制を整備し、『医療情報・システム基盤整備体制充実加算』を算定できることとなりました。

区分	マイナンバー	算定項目	令和5年3月まで	令和5年4月～12月
初診時(月1回)	利用なし	医療情報・システム基盤整備体制充実加算1	4点	6点
	利用あり	医療情報・システム基盤整備体制充実加算2	2点	2点
再診時(月1回)	利用なし	医療情報・システム基盤整備体制充実加算3	—	2点
	利用あり	—	—	—